

災害時における被害調査の
支援に関する協定書

令和5年7月31日

富士見市

三協測量設計株式会社

災害時における被害調査の支援に関する協定書

富士見市（以下「甲」という。）と、三協測量設計株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における被害調査の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管内に大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、甲が目視で現場の確認が困難な場合等において、乙が無人航空機による空撮調査を実施することで、災害の拡大防止及び被害の早期復旧並びに災害の未然防止に資することを目的とする。

（支援内容）

第2条 乙の支援内容は、無人航空機による目的地の航空写真及び動画撮影による被害状況等の情報収集とする。

（要請）

第3条 甲は、災害時に前条の定めによる乙の支援が必要と判断したときは、乙に対し、無人航空機の空撮調査要請書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請を行い、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条に基づく要請を受けたときは、気象条件その他明らかに飛行不能と認められる場合を除き、空撮調査を実施するものとする。

2 乙の無人飛行機による空撮調査は、原則として日の出から日没までとする。

（飛行管理）

第5条 乙は、無人航空機の飛行に必要な手続き及び飛行管理について、一切の責任を負うものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が、第4条の規定により実施した空撮調査の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲乙協議のうえ、別途定める。

3 甲は、乙から費用を請求された場合は、速やかに支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、第4条に基づく空撮調査において、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(協定の期間及び更新)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

2 期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、書面による解約の申し出がないときは、この有効期限を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解約)

第9条 乙は、この協定の継続が困難になる事由が生じた場合は、甲乙協議のうえ、協定を解除することができる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印のうえ、各自その1通を保持するものとする。

令和5年7月31日

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

甲 富士見市
富士見市長 星野 光弘 (直筆)

埼玉県入間郡三芳町大字北永井391番地3

乙 三協測量設計株式会社
代表取締役 細沼 英一 (直筆)